

第3章 景観形成の推進

1.4 景観形成の推進に向けて

(1) 関係法令等の横断的な活用

景観資源は、その自然的立地環境に加え地域の歴史、伝統文化など、さまざまな要素が複層的に絡み合って形成されています。

こうした地域の背景を考慮に入れながら、良好な景観形成を図るためには、それを実現するための規制・誘導について、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取り組みを継続して展開にしていく必要があります。なかでも、開聞岳と菜の花畑や池田湖畔に作られた新永吉、尾下の棚田などの自然系の景観に対しては、景観形成の良否を大きく左右する土地利用との連携した取組が必要です。

また、景観を阻害している廃屋や空家等については、空家等対策計画と連携しながら景観の向上に向けて、適正な管理等に向けた取組を行います。

ア 景観重要公共施設の整備について

道路・橋梁、河川、都市公園等の公共施設は、本市の景観軸や景観エリアを構成する要素として重要な役割を果たしています。

これらの整備に際し、景観形成上特に重要な区域にある施設を対象として、当該施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設としての位置づけを検討していきます。

景観重要公共施設は、これとその周辺の建築物等の土地利用が一体となって景観特性に配慮した整備を行うことにより、関係主体間の連携・調整を通じ良好な景観の形成を図ることとします。

本市では、池田湖、鰻池、鏡池などの良好な景観を呈する地域において、周辺自然環境との調和に配慮した整備を進め、水と緑の豊かな魅力と感動を与える景観を形成するとともに、水質浄化や親水性の確保に向けた整備など市民・企業との協働による維持・管理に努めていく必要があります。

イ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項について

本市は火山カルデラ地形の上に形成された自然と温泉など癒しの素材となる、景観資源が散在しています。開聞岳のふもとに広がる農地や池田湖畔の棚田は、この地に住む人々の暮らしの営みの上で培われた、農林景観です。しかし、過疎化や高齢化、地域コミュニティにおける問題も顕在化し、農地の管理に支障が生じるなどにより、景観的な魅力についても、薄れていくことが懸念されています。

このような地域の景観を保全・創出するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農条件を確保する観点も必要となります。

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域において、魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すもので、農業振興地域の整備に関する

法律第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域に限定せず、特色ある景観が広がっている地域の範囲、保全・創出の方針等を示すことが可能となります。こうした法制度の活用も視野に入れながら、景観を維持し、周辺と調和のとれた農業利用を目指す必要があります。

ウ 既存の緑や文化的景観との連携について

本市には、枚聞神社や揖宿神社をはじめとする、由緒ある神社とその社叢等の緑が残っています。これらの緑は、地域の特徴ある景観を形成する上で重要な役割を担っており、景観法に基づく景観重要樹木に沿った指定など、関連法令や各種計画との連携を図り、緑地の保全を促進します。

また、地域の景観を形成する大切な緑として、住民の自主的な保全・活用を促進し、重要な文化的景観として文化財保護法との連携を図りつつ、地域住民による保存・活用を促進します。

エ 地区計画制度や景観協定制度的活用について

市民の身近な生活に根ざした景観形成を進める上で、景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能となっています。

今後、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して、良好な景観の誘導を図ることや、景観協定制度的により、市民が中心となって、良好な景観の維持・増進を図るための制度の啓発・普及を進めます。

オ 景観を阻害する廃屋等の対応について

適切な管理が行われていないために著しく景観を損なう状態となっている廃屋や空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、担当部局と連携しながら対応していくこととします。

(2) 協働による景観づくり

良好な景観の形成は、市民、事業者、各種団体及び行政等いろいろな人々の取組により実現するものです。これまで、主に公共事業として行われていた景観の整備は、今後、本計画や関係法令に基づき個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していきます。

ア 市民、事業者、各種団体及び行政等の協働による景観づくり

景観に関する施策の展開が市民の身近なレベルで行われるようになることで市民や事業者等の参画の機会が拡大します。

多くの市民、事業者、各種団体及び行政等が参画した協議・調整型の景観形成推進方法を中心とするため、行政との協働による景観形成への取り組みを進めます。

イ 景観整備機構の指定

市は、景観行政団体として良好な景観の形成に向け、本市で活動するNPO法人や公益法人について、景観整備機構として公的に指定し、取り組みを支援することができます。

また、指定された景観整備機構は、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことが可能となるとされています。

今後、本市において景観形成に関するNPO法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援します。

ウ 助成、表彰・認定制度の検討

市民等による景観保全・整備の一層の推進を図るために、良好な景観づくりを行ったと認める行為に対する助成、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定、優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。

(3) 良好な景観形成へ向けた体制づくり

ア 推進組織

市民、事業者、行政等の協働により良好な景観形成の成果をあげるため、景観づくりの組織を構築し、本計画に基づく景観形成を総合的かつ実効的に推進します。

イ 総合的な推進体制の構築

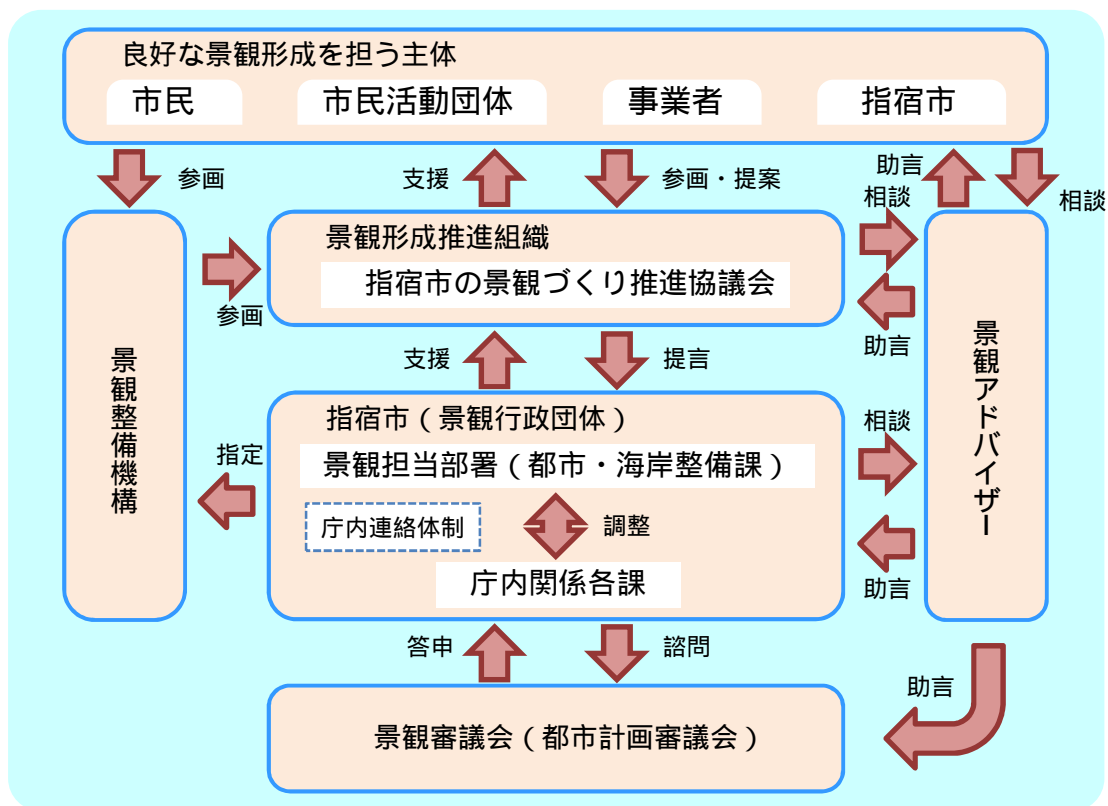
本市は、景観行政団体として自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境や温泉街の整備などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、届出に対する規制・誘導等により、景観づくりの実効性を確保していきます。

このため、具体的な推進組織等の構築を進め、総合的な推進体制を構築する必要があります。

また、市民が中心となった景観づくりを推進していくために、景観づくりへの啓発・支援に向けた体制づくりが必要となります。

このため、本市の景観づくりの体制を強化・周知するためのキャンペーンや研修会などの場を設け、景観づくりに対する理解を深めていきます。

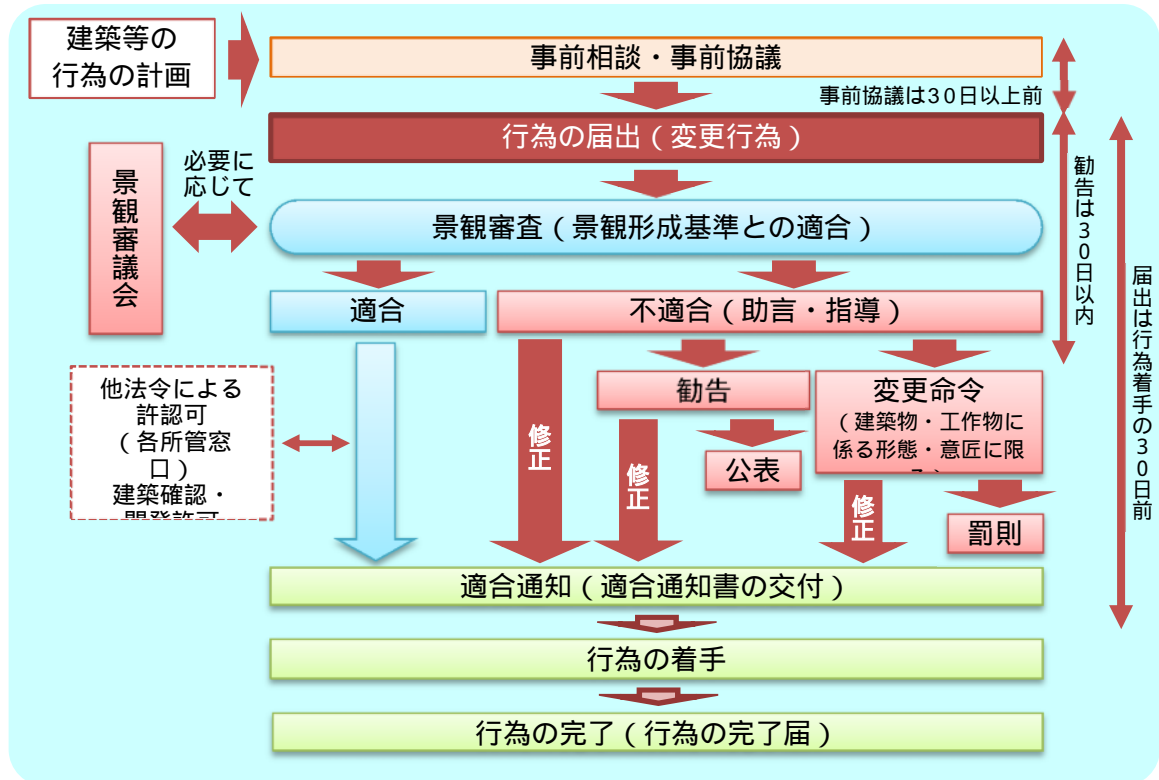
総合的な推進体制構築の例



ウ 行為の制限に関する届出の流れ

本市では、市全域を景観計画区域に指定しています。景観計画区域内において建築物の建築等の行為を行う場合は、行為の規模により届出が必要です。以下に手続きの流れの概要を示します。

届出手続きフロー



(4) 計画の見直し

本市の自然的、社会的条件等を十分勘案し、時代背景や地域の実情に即したものとするため、本計画内容の進捗状況や時代潮流等を踏まえた具体的かつ実践的な取り組みに向け、適宜見直しを行っていきます。